

浄化槽維持管理費補助金申請の添付書類が省略できます

次の場合は、保守点検(3回)及び清掃(1回)の記録票の写しの添付を省略できます

- (1) 領収書等で保守点検及び清掃を実施したことが確認できる場合
- (2) 浄化槽法第11条に規定する指定検査機関の行う水質に関する検査において、保守点検及び清掃を実施したことが確認されている場合(詳細は下記のとおり)

(2) 保守点検及び清掃を実施したことが確認されている場合とは…

法定検査結果書(法第11条)の「1 書類検査の結果」
(検査結果書表面中央)をご確認ください

※令和6年4月1日検査分より検査結果書の様式が変わります



1 書類検査の結果 【 良 】

(保守点検記録票・清掃記録票による実施状況等の確認)

項 目	実施の確認	記録の確認 (記録の保管状況等)
保守点検	○	○
清 掃	○	○

・特に問題は認められません。

保守点検・清掃の実施が確認できない場合は、他の検査項目に問題がなくても「不適正」となります。

表と同じ(○が4つ)であれば、保守点検及び清掃を実施したことが確認されています

上記に該当する場合、提出書類は以下のとおりです

提出書類 ①「浄化槽維持管理費補助金申請(請求)書」(様式第1号)

②「検査結果書(法11条)」の写し(表と裏の両面)

③「保守点検記録票」(3回分)の写し

④「清掃記録票」の写し

⑤ ア～ウの「領収書」の写し

ア)法定検査料金、イ)清掃代金、ウ)保守点検代金3回分

⑥ 改善報告書の写し(法定検査結果の結果判定が不適正の場合のみ)

⑦ 申請者名義の口座番号がわかるもの

③④の提出は省略できます

○浄化槽維持管理費補助制度の詳細はこちら

(市ホームページ)



【申請期限】

法定検査受検日から 4 か月以内です

(注)3月16日から3月31日までは、
受付できません

【補助制度に関するお問合せ先】

加古川市 尾上処理工場

〒675-0025 加古川市尾上町養田 1650

電話:079-422-5560/FAX:079-424-7274